第１３章　　環境エネルギー部

1. 環境エネルギー部の主要事業

（1）脱炭素先行地域（「国際文化観光都市・松江」の脱炭素化による魅力的なまちづくり）

環境省が実施した「第3回脱炭素先行地域」に令和5年4月28日に選定され、2030 年度までに、民生部門（家庭、宿泊施設、飲食店、事業所、公共施設など）の電力消費に伴う二酸化炭素排出「実質ゼロ」を目指す。テーマを観光とし、国際文化観光都市・松江の主要な観光地である、国宝松江城周辺エリア、松江しんじ湖温泉エリア、玉造温泉エリア、美保関観光旅館エリアにおいて、太陽光発電を活用した再エネ100%の電力メニューを供給し脱炭素化、温泉宿泊施設の温泉熱の活用、省エネ化、堀川遊覧船の推進機のEV化などにより持続可能な観光の実現を図る。カーボンニュートラルツアーで差別化を図り、「住んでよし・訪れてよし」の観光都市を目指す。

（2）地球温暖化対策事業

二酸化炭素排出量の削減及び省エネルギーの推進を図るため、住宅及び事業所への再生可能エネルギー機器等の導入に対する補助金交付を行う。

（3）環境広報活動

市民の環境に対する関心を高めるため、清掃活動や環境フェスティバルなどの市民が参加できるイベントを開催し、直接体験を通じた啓発を行う。

（4）環境基本計画推進事業（まつえ環境市民会議との連携）

松江市環境基本計画の推進を図るため、平成19年2月に設立された「まつえ環境市民会議」を推進組織として、様々な環境活動を行う。

（5）宍道湖の水環境改善

市民の貴重な財産である宍道湖の総合的な水環境改善のため、国・県・沿岸自治体（松江市、出雲市）で構成された宍道湖水環境改善協議会と連携し、市民や企業・団体と協働しながら積極的に取り組んでいく。

（6）一般廃棄物処理施設の整備

「エコクリーン松江」の令和8年度から令和22年度までの長期包括的運営業務委託契約を締結、さらに施設の延命化、環境性能の向上を目指し令和12年度まで基幹的設備改良工事を行う。また、令和12年度末で埋立終了となる「西持田最終処分場」の「西持田不燃物処理場」への機能移転、さらに「西持田リサイクルプラザ」の「エコステーション松江」への機能移転に向けた調査・設計を行う。

（7）リサイクルステーション整備事業

分別の徹底と資源有効利用の促進を図るため、缶・びん・ペットボトルについては市民や事業所が排出しやすいようリサイクルステーションの整備と維持管理を行う。

（8）ごみ収集運搬事業

松江市一般廃棄物処理基本計画に基づき、家庭から排出される「もやせるごみ」、「粗大ごみ」、「資源ごみ」の収集運搬業務を委託により行う。

（9）廃棄物不適正処理対策事業

廃棄物の不適正処理による生活環境への影響を未然に防ぐため、廃棄物の不法焼却及び不法投棄などに対しては、積極的な指導啓発を行い、不法投棄が多発する場所へは啓発看板の提供、監視カメラの設置、パトロールの実施などを行う。

（10）産業廃棄物の排出事業者・処理業者・処理施設の監視・許可・指導

市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、廃棄物処理法及び松江市産業廃棄物の処理に関する指導要綱に基づき、産業廃棄物排出事業者・処理業者・処理施設設置者に対し適正処理の指導、監視等を実施する。

（11）きれいなまちづくり条例推進事業

平成18年10月１日に施行した「松江市きれいなまちづくり条例」の普及啓発を推進し、市民の環境意識を高め、行政と市民等が協働してまちの美化を推進することにより、国際文化観光都市にふさわしいまちを保つ。

2. 環境保全　（環境エネルギー課、環境対策課、リサイクル都市推進課）

本市の誇るべき自然やまちなみ、歴史文化を、次世代にも引き継いでいくためには、良好な環境を保っていく必要がある。

未来の環境のため、地球を取り巻く環境問題に正面から取り組みながら、豊かな自然環境の保全や美しい生活環境の維持にも注力し、高い意識に根差した市民の行動が、環境課題の解決に向けた取組の模範となるようなまち「環境主都」をめざす。

特に今、世界規模での地球温暖化対策が急務とされ、主な原因といわれる温室効果ガス（二酸化炭素）の削減が課題となっている。地球温暖化に起因する異常気象は、宍道湖・中海の水質変化といった自然環境にも影響するなど、本市においても重要な課題である。

豊かな自然環境を保全・活用しながら、環境にやさしい暮らし、社会への転換を促し、温室効果ガス（二酸化炭素）の排出を可能な限り削減することにより、「脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現」をめざす。

（1）松江市環境基本計画の構成

【基本理念】 世界に誇る環境主都まつえ

【重点目標】 脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現



＜ 施 策 ＞

①スマートライフ推進

1．省エネルギーの推進	●省エネルギー行動の実践 ●断熱性能・気密性能が高い建物や高効率機器の導入促進
2．スマートムーブの推進	●公共交通機関・自転車・徒歩移動の推進 ●エコドライブの実践 ●環境にやさしい車両・燃料の普及・導入促進
3．再生可能エネルギーの導入促進	●太陽光発電設備・蓄電池の導入促進 ●風力・水力・地熱・バイオマス資源の有効活用
4．次世代エネルギーの活用	●水素・アンモニアの活用検討
5．カーボンオフセットの構築・活用	●森林資源による二酸化炭素（CO_2）吸収源の確保 ●海洋資源による二酸化炭素（CO_2）吸収源の確保
6．環境ビジネスの振興	●環境関連産業の育成・創出による地域経済の活性化

②資源循環とまちの美化推進

7．Refuse（リフューズ）の推進	●ごみの発生抑制の推進
8．Reduce（リデュース）の推進	●ごみの排出削減の推進
9．Reuse（リユース）の推進	●再利用の推進
１０．Recycle（リサイクル）の推進	●再資源化の推進
１１．クリーンなまちづくりの推進	●排出ルールの遵守と環境美化の推進 ●参加型清掃活動の充実

＜ 施 策 ＞

③自然環境の保全・活用	１２．水環境の保全・活用	●水環境の保全の推進 ●水辺での学習・体験・交流イベントの展開
	１３．緑の保全・活用	●緑の保全の推進 ●緑を活用した学習・体験・交流イベントの展開
	１４．生物多様性の確保	●生態系の保全推進と有害鳥獣・外来種対策
④生活環境の保全	１５．環境監視・公害対策	●大気環境の維持に向けた規制と指導
	１６．有害化学物質対策	●有害化学物質の適正な管理と処理に向けた指導
	１７．環境と景観に配慮した開発・整備	●開発・整備における環境配慮の徹底 ●生活環境の保全に向けたルールづくりの推進
	１８．気候変動に強いまちづくり	●熱中症対策の推進 ●防災・減災対策の強化
	１９．環境配慮型観光の充実	●環境負荷の少ない観光周遊の推進 ●地域資源を活かしたエコツーリズムの推進
⑤共創・協働	２０．環境教育の充実	●学習機会の充実 ●環境教育を推進する人材の育成 ●学習・活動の成果発表と交流機会の創出 ●環境学習コンテンツの充実
	２１．情報提供の充実	●多様な媒体・手法の活用 ●積極的な情報の収集と内容の充実
	２２．環境活動への参加促進	●環境活動への参加機会の提供と拡大 ●環境活動への参加を促す情報発信の展開 ●環境活動を担う団体・人材の活動支援
	２３．活動推進組織・ネットワークづくり	●事業者との連携強化 ●環境保全に取り組む主体の連携推進 ●周辺自治体・国等との連携推進
	２４．脱炭素先行地域での取組推進	●脱炭素先行地域での取組の推進

(2)総合的環境施策の推進

ア. まつえ環境市民会議

(ア)構　　成　市民、事業者、行政
個人会員328人、団体会員47団体、法人会員109事業所)(令和8年3月31日現在)

(イ)目　　的　松江市環境基本計画を推進するために設立された市民団体

(ウ)主な活動　・自然環境の保全 (里山保全活動、水質保全の活動)
・地球温暖化防止(グリーンのカーテン運動、省エネチャレンジシートの取組、デコ活啓発活動、エコドライブ啓発活動、まつえファーマーズマーケット・まつえ環境フェスティバルの開催)
・ごみの減量(中海・宍道湖一斉清掃、環境美化の啓発、漂着ごみ回収、食品ロスごみ減量活動)
・環境教育の推進(国宝松江城から学ぶ環境学習会、環境について楽しく学ぶ親子体験教室)

イ. 生活環境保全推進員制度

(ア)生活環境保全推進員の経緯

① 平成7年、「松江市の生活環境の保全に関する条例」を制定し、翌年、条例に基づき「生活環境保全推進員制度」発足 ② 平成14年、これまで個々に活動していた環境に関する推進員(生活環境保全推進員・リサイクル推進員・生活排水対策推進実行委員)を一本化し、「生活環境保全推進員(各公民館から選出)」として新たに制度を発足 ③ 平成17年、市町村合併により推進員制度を全市域に拡大(令和6年度から126名の推進員を委嘱)

(イ)生活環境保全推進員の主な業務内容

① 廃棄物の排出・分別指導 ② 廃棄物の減量・再生利用等啓発活動 ③ 地域における生活環境の保全に関する普及・啓発及び意見・提案 ④ 地域における生活環境の保全に関する貢献者の把握・報告 ⑤ 生活排水対策の普及 ⑥ 不法投棄防止に関する啓発、巡回、通報 ⑦ 地域環境改善活動の推進 ⑧ 地球温暖化対策の推進 ⑨ その他生活環境の保全に関すること

ウ. 宍道湖水環境改善協議会(平成24年7月設立)

(ア)構成団体　国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所・島根県環境生活部・松江市・出雲市

(イ)目　　的　宍道湖及び流域の総合的な水環境の改善について、共通課題の認識と連携協働した取組の推進を図り、もって恵み豊かな宍道湖の再生と流域住民の良好な生活環境を育むことを目的とする。

(ウ)主な事業

☆中海・宍道湖一斉清掃 ☆ヨシ関連事業 ☆環境関連啓発事業 ☆斐伊川水系の上下流交流事業 など

(3)主な項目の目標と現況等

ア. 水　質

(ア)宍道湖・中海の目標と現状　(単位:mg／ℓ)

	宍 道 湖			中　　海		
	COD 75%値	全窒素 年平均値	全リン 年平均値	COD 75%値	全窒素 年平均値	全リン 年平均値
計 画 目 標 値 (県8期水質保全計画)	4.6	0.46	0.039	4.4	0.46	0.046
現 状 (R7)	5.4	0.44	0.049	5.2	0.35	0.037

注)CODの75%値、全窒素及び全リンの年平均値は環境基準点(宍道湖5地点・中海12地点)の最高値

(イ)主な河川のBODの現状　(単位:mg／ℓ)

河 川 名	山居川(庄司橋)	馬橋川(馬橋)	朝酌川(ガラガラ橋)	忌部川(半原橋)
環境基準値	8.0	5.0	3.0	2.0
現 状 (R7)	1.5	1.2	1.4	0.7

注)値は各河川の環境基準点におけるBOD75%値

イ. 地球温暖化防止

「松江市地球温暖化対策実行計画」において、エネルギー消費量・二酸化炭素排出量の削減目標を設定し、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入促進、二酸化炭素吸収源となる森林の適正管理、環境にやさしい車社会への取組の推進、ごみを減らす取組の推進、子どもたちへの環境教育など具体的な取組を行う。

温室効果ガス削減目標（短期・中期・長期目標年）

【短期目標】
2030 年度
（令和 12 年度）

排出量 ： 910 千 t-CO_2
削減量 ： 809 千 t-CO_2 （2013 年度実績比）
削減率 ： 47 % （2013 年度実績比）

（単位：千t-CO2）

		排出量(実績)		排出量(目標)	削減量（2013年度実績比）	削減率（2013年度実績比）
		2013年度（H25）	2022年度（R4）	2030年度（R12）		
二酸化炭素（CO2）	産業部門	265	212	193	▲71	▲27%
	業務その他部門	573	424	275	▲298	▲52%
	家庭部門	436	412	144	▲292	▲67%
	運輸部門	404	343	263	▲141	▲35%
	廃棄物分野	20	29	17	▲3	▲15%
その他ガス	CH4	12	10	10	▲2	▲17%
	N2O	8	6	6	▲1	▲17%
	HFCs	2	2	2	0	▲0%
	SF6	0	0	0	0	▲0%
		22	18	19	▲3	▲15%
排出量(合計)		1,719	1,438	910	▲809	▲47%

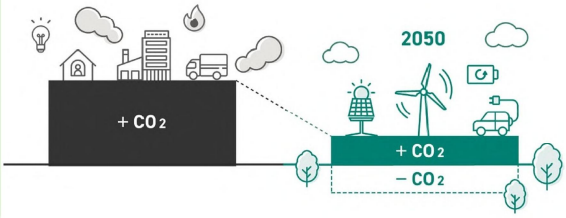
（※）表中の数値は、小数点以下の計算により合計と一致しない場合があります。

【中期目標】
2040 年度
（令和 22 年度）

排出量 ： 447 千 t-CO_2
削減量 ： 1,255 千 t-CO_2 （2013 年度実績比）
削減率 ： 74 % （2013 年度実績比）

【長期目標】
2050 年
（令和 32 年）

排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）



出典：脱炭素ポータル（環境省ホームページ）

ウ. 大　気

（ア）大気の現況（島根県保健環境科学研究所内に設置されている国設松江大気環境測定所で常時監視）
（R6年度）

二　酸　化　硫　黄	短期的及び長期的評価による環境基準を達成していた。
二　酸　化　窒　素	環境基準を達成していた。
一　酸　化　炭　素	短期的及び長期的評価による環境基準を達成していた。
光化学オキシダント	環境基準（0.06ppm）を達成しなかった。
浮遊粒子状物質	短期的及び長期的評価による環境基準を達成していた。
微小粒子状物質	短期及び長期基準を満たし、長期的評価による環境基準を達成していた。

（イ）自動車排出ガスの現況（西津田交差点に設置されている自動車排出ガス固定測定局で常時監視）
（R6年度）

二　酸　化　窒　素	環境基準を達成していた。
一　酸　化　炭　素	短期的及び長期的評価による環境基準を達成していた。

浮遊粒子状物質	短期的及び長期的評価による環境基準を達成していた。

エ. 公害苦情件数の推移

区　分	大気	水質	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	土壌汚染	その他	計
令和4年度	7	21	14	2	5	0	0	1	50
令和5年度	4	8	15	1	10	0	0	5	43
令和6年度	5	3	10	1	7	0	0	5	31
令和7年度	4	13	23	2	4	0	0	0	46

オ. 環境美化の推進

(ア)「松江市きれいなまちづくり条例」の美化推進地域の指定状況

平成18年度　JR 松江駅周辺(朝日町)、塩見縄手周辺(北堀町)
平成19年度　青石畳通り周辺(美保関町)
平成20年度　ヘルンの道周辺(内中原町)、けやき通り周辺(上乃木)
平成21年度　宍道湖公園線通り周辺(白潟地区)
平成23年度　JR乃木駅周辺(浜乃木地区)、JR宍道駅・八雲本陣周辺(宍道町)
平成24年度　八重垣神社周辺(佐草町)
平成27年度　佐太神社周辺(鹿島町)、熊野大社周辺(八雲町)

(イ)不法投棄ごみの相談件数

令和3年度 66件 令和4年度 76件 令和5年度 71件 令和6年度 71件 令和7年度74件

(ウ)海岸漂着ごみの回収量

令和3年度 70.6t 令和4年度 81.7t 令和5年度 70.8t 令和6年度 64.2t 令和7年度 58.8t

(エ)漂流ごみの回収量

令和7年度 10.1t

3. ごみの処理　（環境対策課、リサイクル都市推進課、環境施設課）

「松江市一般廃棄物処理基本計画(令和4年3月改定)」において、目指すべきまちの姿を「世界に誇る環境主都まつえ」と定めた。市民・事業者・行政が一体となって循環型社会の実現に向け、「4R運動の推進」および「適正処理の推進」に積極的に取り組み、本計画に沿った適切な処理を行っている。

＜家庭ごみ＞

家庭から排出されるごみは、大きく「ごみ」と「資源ごみ」に分けている。資源ごみは金属資源、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、古紙(新聞紙、雑誌類、段ボール、紙パック、シュレッダー古紙)・古着、缶、びん、ペットボトル、蛍光管の8種に分類している。

もやせるごみ、金属資源、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の4種類については、指定袋制を導入し、証紙により処理を有料化している。

粗大ごみは、電話またはメールでの事前申し込みにより、1世帯年4回(1回2個(台))を限度として、処理券により有料化している。

収集は、全て民間事業者への委託としており、もやせるごみは週2回、金属資源は月1回、プラスチック製容器包装は週1回、紙製容器包装及び古紙・古着は月2回のそれぞれ指定日に収集している。

分別された古紙(新聞紙、雑誌類、段ボール、紙パック、シュレッダー古紙)については、市内10ヵ所(エコクリーン松江・川向リサイクルプラザ・各8支所)への搬入を無料で受け付けている。

缶、びん、ペットボトルは、市内495ヵ所に設置したリサイクルステーションに排出されたものを収集している。蛍光管は市内30ヵ所に設置した回収ボックスで収集している。

＜事業所ごみ＞

事業所から排出される一般廃棄物は、大きく「ごみ」と「資源ごみ」に分けている。「ごみ」はもやせるごみ、もやせないごみ、「資源ごみ」は、古紙、従業員の飲食に伴い発生した缶、びん、ペットボトルの4種類に分類している。

もやせるごみ、もやせないごみについては指定袋制を導入し、処理手数料については重量に応じて徴収している。

エコクリーン松江までの搬入は、市が許可した収集運搬業者による収集、または事業者による自己搬入のいずれかとしている。

資源ごみについては、分別された古紙(新聞紙、雑誌類、段ボール、紙パック、シュレッダー古紙)は、市内10ヵ所(エコクリーン松江・川向リサイクルプラザ・各8支所)への搬入を無料で受け付けている。従業員の飲食に伴って発生した缶、びん、ペットボトルについては、リサイクルステーションへの排出も可能としている。

＜ごみの処理＞

エコクリーン松江では、家庭のもやせるごみ、事業所のもやせるごみなどを溶融処理している。

エコステーション松江では、金属資源および金属製の粗大ごみを選別後、金属類を資源化している。
川向リサイクルプラザでは、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、古紙・古着を選別処理後種類ごとに資源化している。
西持田リサイクルプラザでは、缶・びん・ペットボトルを選別後種類ごとに資源化している。
各処理施設から発生する残渣は、エコクリーン松江で溶融処理または西持田不燃物処理場で埋立処理をしている。
エコクリーン松江の溶融処理によって発生するメタルおよびスラグについては資源化し、飛灰は西持田最終処分場で埋立処分している。

(1)収集と運搬

収集区分		収集回数	収集方法	搬入先
もやせるごみ		週2回	ステーション方式を基本とし、地理的条件や高齢・障がいなどの理由で集積所への排出が困難と認めた場合は戸別収集を行う。	エコクリーン松江
粗大ごみ		1世帯年度内4回	申込制とし、戸別収集を行う。	エコクリーン松江 エコステーション松江
資源ごみ	金属	月1回	ステーション方式を基本とし、地理的条件や高齢・障がいなどの理由で集積所への排出が困難と認めた場合は戸別収集を行う。	エコステーション松江
	プラスチック製容器包装	週1回	ステーション方式を基本とする。	川向リサイクルプラザ
	紙製容器包装	月2回		
	古紙・古着	月2回	ステーション方式を基本とし、地理的条件や高齢・障がいなどの理由で集積所への排出が困難と認めた場合は戸別収集を行う。	川向リサイクルプラザ
	缶	常設箇所収集	いつでも排出ができるリサイクルステーションを市内495ヵ所に設置。	西持田リサイクルプラザ
	びん			
	ペットボトル			
	蛍光管		リサイクルステーション横など30ヵ所に専用回収ボックスを設置。	エコステーション松江

(2)ごみ処理の推移
① 搬入量

(単位:t)

年度＼区分		もやせるごみ	もやせないごみ	金属資源	粗大ごみ(収集)	資源						計
						缶	びん	ペットボトル	紙製容器包装	プラ製容器包装	古紙古着	
令和6年度	家庭系	35,754	0	699	349	484	1,173	629	387	1,277	3,765	44,517
	事業系	18,335	620	0	0	0	0	0	0	0	223	19,178
	計	54,089	620	699	349	484	1,173	629	387	1,277	3,988	63,695
令和7年度	家庭系	35,493	0	666	346	458	1,119	618	368	1,232	3,406	43,706
	事業系	17,894	470	0	0	0	0	0	0	0	232	18,596
	計	53,387	470	666	346	458	1,119	618	368	1,232	3,638	62,302

② 処理内訳

(単位:t)

年度＼区分	溶融	埋立	再資源化		
	もやせるごみ、もやせないごみ	焼却・破砕が困難なもの	リサイクル資源からの選別再生	粗大ごみ・金属資源からの選別再生	計
令和6年度	55,334	734	7,473	551	8,024
令和7年度	54,344	602	6,996	535	7,531

(3)ごみ単位当たり経費　　(単位:円／t)

年度＼区分		もやせるごみ	もやせないごみ	金属資源	粗大ごみ	資源					
						缶	びん	ペットボトル	紙製容器包装	プラ製容器包装	古紙古着
令和5年度	収集	56,060	－	212,980	238,080	226,940	87,590	151,300	189,710	133,320	68,870
	直接搬入	44,240	42,430	－	－	－	－	－	－	－	45,130
令和6年度	収集	54,400	－	262,600	271,890	246,970	92,860	153,050	191,550	128,440	65,430
	直接搬入	42,220	40,170	－	－	－	－	－	－	－	39,640

※環境省の定めた一般廃棄物会計基準により算定している。

4. 一般廃棄物処理施設　（環境施設課）

①エコクリーン松江(可燃ごみ処理)

1. 所 在 地　松江市鹿島町上講武1699番地1	5. 総 工 費　14,745,415千円
2. 敷地面積　30,400㎡	6. 処理能力　255t／24h(85t／24h×3炉)
3. 着　工　平成19年10月7日	7. 処理方式　シャフト式ガス化溶融方式
4. 竣　工　平成23年3月30日	

②エコステーション松江

1. 所 在 地　松江市西持田町627番地2	5. 総 工 費　約3,202,000千円
2. 敷地面積　9,100㎡	6. 処理能力　59t／日(5h)
3. 着　工　平成12年2月15日	7. 処理対象　金属・金属製粗大ごみ
4. 竣　工　平成14年3月20日	

③西持田不燃物処理場

1. 所 在 地　松江市西持田町字中山641番地	5. 総 工 費　967,780千円(第Ⅱ工区拡張時)
2. 敷地面積　137,989㎡ (エコステーション松江含む)	6. 埋立面積　45,700㎡(届出面積)
	7. 埋立容量　545,000㎥
	8. 残余容量　72,502㎥(令和7年度末)
3. 着　工　平成16年3月20日(第Ⅱ工区拡張時)	9. 埋立方式　サンドイッチ方式
4. 竣　工　平成18年1月31日(第Ⅱ工区拡張時)	10. 浸出液処理　下水道放流

④西持田最終処分場

1. 所 在 地　松江市西持田町621番地	6. 埋立面積　22,310㎡
2. 敷地面積　96,146㎡	7. 埋立容積　156,641㎥
3. 着　工　平成12年7月28日	8. 残余容量　8,682㎥(令和7年度末)
4. 竣　工　平成14年3月8日	9. 埋立方式　サンドイッチ方式
5. 総 工 費　2,619,191千円	10. 浸出液処理　接触酸化方式＋下水道放流

⑤川向クリーンセンター(し尿処理)

1. 所 在 地　松江市竹矢町1439番地4	5. 総 工 費　2,725,478千円
2. 敷地面積　6,463㎡	6. 処理能力　51kℓ／24h

3. 着　工　　平成9年8月28日	7. 処理方法　　脱水分離＋希釈＋下水道放流
4. 竣　工　　平成11年3月31日	

⑥西持田リサイクルプラザ(リサイクル資源選別処理)

1. 所 在 地　　松江市西持田町621番地	7. 処理対象　　缶、びん、ペットボトル
2. 敷地面積　　4,650㎡	8. 選別方式　　缶　磁力選別機 びん　自動色選別装置
3. 着　工　　平成10年1月20日	
4. 竣　工　　平成10年9月20日	9. 搬　出　　缶　圧縮成形 びん　3色種別カレット ペットボトル　圧縮梱包
5. 総 工 費　　560,983千円	
6. 処理能力　　16t／日(5h)	

⑦川向リサイクルプラザ(リサイクル資源選別処理)

1. 所 在 地　　松江市竹矢町1439番地5	7. 処理対象　　紙製容器包装、プラスチック製容器包装、古紙・古着
2. 敷地面積　　7,994㎡	
3. 着　工　　平成13年8月2日	8. 併設施設　　くりんぴーす(廃棄物の減量、再資源化及び再生利用に関する啓発並びに研修等施設)【休館中】
4. 竣　工　　平成14年9月13日	
5. 総 工 費　　1,938,065千円	
6. 処理能力　　64t／日(5h)	

5. し尿・浄化槽汚泥の処理　　(環境対策課、リサイクル都市推進課、環境施設課)

「松江市一般廃棄物処理基本計画(令和4年3月改定)」に基づき、生活排水処理基本計画に沿って適正に処理を行っている。

し尿は、市が委託した業者により計画収集および臨時収集し、川向クリーンセンターへ搬入し処理している。浄化槽汚泥は、市が許可した業者へ設置者自ら申し込んで収集運搬し、川向クリーンセンターへ搬入し処理している。

川向クリーンセンターへ搬入されるし尿等は、脱水処理を行い汚泥燃料はエコクリーン松江で助燃材として有効利用している。

(1)収集と運搬

区分	収集運搬方法	搬入先
し尿	市が委託する業者により収集運搬	川向クリーンセンター
浄化槽汚泥	許可業者へ申し込んで収集運搬	

(2)搬入実績

	川向クリーンセンター搬入分(kℓ)		
	し尿	浄化槽汚泥	計
令和6年度	2,443	10,035	12,478
令和7年度	2,313	9,823	12,136

6. 一般廃棄物処理手数料　（リサイクル都市推進課、環境施設課）

【ごみ】　（令和8年4月1日現在）

種類と区分		単位	手数料
家庭系	もやせるごみ	10リットル	13円
		20リットル	27円
		30リットル	40円
		45リットル	61円
	資源 （紙製容器包装及び プラスチック製容器包装）	20リットル	14円
		30リットル	16円
		45リットル	19円
	金属資源	20リットル	14円
		30リットル	16円
		45リットル	19円
	粗大ごみ	個	763円
	自己搬入	kg	500円（～50kg） +以降80円/10kg
事業系	自己搬入	kg	2,030円（～100kg） +以降200円/10kg
犬、猫等動物の死体		1頭につき	510円

【し尿・浄化槽汚泥】　（令和8年4月1日現在）

種類と区分		手数料
し尿	計画収集分	213円/18リットル
	臨時収集分	計画収集料金 +1,069円/基
浄化槽汚泥		75円/18リットル